

利用者(患者)様・ご家族の方へ

在宅で安心して医療・介護サービスを受けるためにICTシステムを利用してみませんか！

神崎市郡在宅医療・介護連携情報共有ICTシステムに関する説明書

家での様子をお医者さんや介護サービスの人にこまめに共有してもらえて安心だね。

家族にも医療や介護サービスの状況が分かって安心だね。

患者さんの自宅での状況も分かって患者さんに合った医療サービスが提供できるな。

病院とタイムリーに利用者さんの情報共有ができて助かるわ。



(一社)神崎市郡医師会が設置する神崎市郡在宅医療・介護連携支援センターでは、利用者(患者)様が、在宅で安心して質の高い医療・介護サービスを受けていただくため、医療と介護の関係者が、利用者(患者)様の基本的な情報や日々の健康状態などの情報をタイムリーに共有するためのICTシステムを導入しています。

在宅で安心して暮らしていただくため、このICTシステムを利用した医療・介護サービスを受けてみませんか！

(1) 神崎市郡在宅医療・介護情報共有ICTシステムとは？

- 神崎市郡在宅医療・介護情報共有ICTシステム（以下「ICTシステム」と呼びます）は、医師やケアマネージャー、訪問看護師、薬剤師、介護士、ホームヘルパーなど在宅での医療・介護サービスを提供する医療機関や介護事業所の担当者（以下「参加者」と呼びます）が、利用者（患者）様の健康状態やケアに関する情報をタイムリーに情報共有することで、質の高い在宅医療・介護サービスを提供することを目的としたものです。
- インターネットのICTシステム上に、利用者（患者）様の情報を共有するページ（以降「利用者（患者）部屋」と呼びます）を作り、ここで医療機関と介護事業所の参加者がタイムリーに情報共有をすることで、利用者（患者）様の日々の健康状態や生活環境に合った質の高い在宅医療・介護サービスを受けることが可能となります。



利用者(患者)様の在宅サービスに必要なとなる情報

(例)

- 日々の健康状態や病状に関する情報
- 在宅での介護の状況
- 医療・介護サービスの内容
- 利用者(患者)様の基本的な情報(氏名、性別、生年月日、年齢、住所、電話番号等)
- ご家族の連絡先
- 医療、介護保険の情報 等



(2) ICTシステムの利用対象となる方

医療機関と介護事業所が連携した在宅医療・介護サービスを受けられる方で、以下の両方の条件を満たす方が対象となります。

- ① ICTシステムの利用について、利用者（患者）様が同意され、同意書が提出されること。
- ② 利用者（患者）様の在宅サービスを担当する医師又はケアマネージャー等から、利用者（患者）部屋の作成に係る申請書が提出されること。

※ 要介護度や疾患名等で一律に基準を設けることはしていませんが、ICTシステムによる情報共有が必要で効果的と考えられる者として、以下のような状況で在宅医療・介護サービスを高齢者等（介護保険の第2号被保険者を含む）を想定しています。

- 医療機関から退院し、在宅において回復過程にある高齢者の方
- 末期がん等によりターミナルケアを行う高齢者の方
- 在宅でサービスを受ける認知症高齢者の方
- ストーマケア等の丁寧な医療ケアが必要な高齢者の方
- 神経難病の高齢者の方 等

(3) ICTシステムの利用方法

- 利用者（患者）部屋の作成を希望される場合は、「神崎市郡在宅医療・介護情報共有ICTシステムの利用に関する同意書」（様式3-1）に所要事項を記載の上、担当する医師又はケアマネージャー等に提出して下さい。
- また、利用者（患者）様又はご家族が、利用者（患者）部屋での情報共有に参加される場合は、「神崎市郡在宅医療・介護情報共有ICTシステム利用登録申請書」（様式3-2）に所要事項を記載の上、併せて、提出して下さい。

(4) ICTシステムの利用に関する経費負担

- ICTシステムの利用料は、(一社)神崎市郡医師会が負担するため、利用者(患者)様及びご家族に利用料に関する負担はありません。
- ただし、利用者(患者)様又はご家族が、利用者(患者)部屋での情報共有に参加される場合の、パソコンやタブレット等の末端機器の調達費及びインターネットへの接続に必要な通信費等については、利用者(患者)様及びその家族の自己負担となります。

(5) 個人情報 の適切な管理①

- 神崎市郡在宅医療・介護連携支援センターは、個人情報保護法、神崎市及び吉野ヶ里町個人情報保護条例及び厚生労働省の「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等の諸規定を遵守し、ICTシステム上の利用者(患者)様及びご家族に関する個人情報を適切に管理します。同様にICTシステムを利用する医療機関、介護事業所及びその参加者も個人情報の適切な管理を行います。
- ICTシステムにより医療機関及び介護事業所の参加者で共有される主な情報は下記の内容となります。
 - ・利用者(患者)の氏名、性別、生年月日、年齢、住所、電話番号
 - ・ご家族の氏名、連絡先(電話番号・FAX番号等)
 - ・病歴、病名、検査情報、使用している薬剤
 - ・日々の健康状態や病状に関する情報、皮膚病変、褥瘡等の身体画像
 - ・紹介元病院、再入院希望病院、医療保険、介護保険に付随する情報(マイナンバーの情報を除く)
 - ・災害時等の利用者(患者)の安否に関する情報 等
- 神崎市郡在宅医療・介護連携支援センター、医療機関及び介護事業所の参加者がICTシステムへ接続する際には、ウイルスの感染等による個人情報の流出等を防ぐため、業務用パソコンやタブレット等の末端機器から接続することとし、原則として個人が所有する末端機器からの接続は行いません。
- 利用者(患者)部屋での情報共有に参加する医療機関及び介護事業所の参加者は、利用者(患者)様の在宅医療・介護サービスを提供する者となります。具体的には、担当する医師又はケアマネージャー等が該当する担当者を明示し、利用者(患者)部屋が開設された後、神崎市郡在宅医療・介護連携支援センターが、該当する参加者を部屋に招待することで、情報共有が開始されます。

(5) 個人情報の適切な管理②

- 医療機関や介護事業所又はその参加者が変更になった場合は、利用者(患者)部屋の情報共有に参加する参加者も変更いたします。
- 利用者(患者)部屋の必要がなくなった場合、担当する医師又はケアマネージャー等からの申請に基づき、利用者(患者)部屋を削除いたします。
- 一定期間(1年以上)、利用者(患者)部屋が利用されていない場合、神崎市郡在宅医療・介護連携支援センターが、利用者(患者)部屋作成の申請者(医師又はケアマネージャー等)及び利用者(患者)様に確認の上、利用者(患者)部屋の削除を行うことがあります。
- 上記の他、神崎市郡在宅医療・介護連携支援センターは、ICTシステムの利用状況について確認するため、必要に応じて、利用者(患者)部屋の登録内容や情報について確認するとともに、利用者(患者)へ連絡を行うことがあります。

(6) 情報共有に参加される場合の末端機器の動作環境

- 利用者(患者)様又はご家族がICTシステムでの情報共有に参加される場合に必要となる末端機器の動作環境は以下のとおりです。
 - ① OS(オペレーティングシステム)
 - パソコン・タブレット端末等で次のOSがご利用になれます。
 - ・ Microsoft Windows (Windows7以降を推奨)
 - ・ Android(無料OSのため、機種により一部機能が使えない場合があります)
 - ・ iOS(推奨)
 - ② ウェブブラウザ
 - パソコン・タブレット端末等で次のウェブブラウザがご利用になれます
 - ・ Microsoft Internet Explorer(推奨)
 - ・ Safari(推奨)
 - ・ Chrome(基本動作確認済み)
 - ・ Android標準ブラウザ(無料OSのため、機種により一部機能が使えない場合があります)
- ウイルスの感染等による個人情報の流出等を防ぐため、ICTシステムに接続するパソコンやタブレット等の末端機器には、セキュリティソフトのインストールを行うなど、適切なセキュリティ対策を講じて下さい。

(お問い合わせ先)

神崎市郡在宅医療・介護連携支援センター((一社)神崎市郡医師会)
ICTシステムの利用に関してご不明の点がありましたら、以下までお問い合わせください。

〒842-0001

(住所)佐賀県神崎市神崎町神崎463-1

(TEL)080-2796-1464

(FAX)0952-55-9360

E-mail info@kanyoma.jp

<ICTシステム提供事業者>

システム自体の不具合等については、以下までお問い合わせください。

株式会社カナミックネットワーク サポート担当窓口

(TEL)092-292-4145 (FAX)092-292-4146